

動物愛護週間イベント「動物フェスティバル2025なごや」
企画及び運営業務委託に係る仕様書

1 件名

動物愛護週間イベント「動物フェスティバル 2025 なごや」企画及び運営業務委託

2 趣旨

広く市民の間に動物の愛護及び適正な飼養についての関心と理解を深められるようなイベントの企画立案及び運営を求めるもの。

3 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 委託内容

今般の社会情勢、動物愛護の気運醸成に資する最新の動向、過去の内容を踏まえ、専門的な見地から、気運醸成に向けた企画を作成し、実施すること。企画・実施に当たっては、市民からの愛着を生み出す波及効果なども考慮すること。委託内容は以下の内容とするが、以下の内容の他に計画にふさわしい項目があれば別途提案し実施すること。本イベントは本市と公益社団法人名古屋市獣医師会の共催であるため、獣医師会とも調整を行いながら実施すること。

(1) 動物愛護週間図画作品展の実施

本市の提供する図画100点程度の展示を行うこと。

ア 日程

- ・実施日:令和7年9月30日(火)～令和7年10月12日(日)
- ・準備日:令和7年9月29日(月)
- ・撤去日:令和7年10月13日(月)

イ 会場

セントラルギャラリー(愛知県名古屋市)

(会場の手配は本市が行う。契約金から会場費用の負担はない。)

ウ 看板の作成

会場に掲示する看板を作成すること。

メイン看板2枚は900×1800mmとし、必要に応じてミニ看板を作成すること。

エ 会場の設置等

会場に図画作品(100点)及び看板をピン止めで掲示すること。なお、作者の名札(学年・氏名)を作成し、図画作品に貼付すること。図画裏面等に個人情報の記載がある場合には、個人情報が流出しないよう処置を施すこと。

(2) 動物フェスティバルの実施

会場でのイベント開催を行うこと。また、会場に相応しい設営を実施すること。

ア 日程

- ・ 実施日:令和7年10月5日(日)
- ・ 準備日:令和7年10月4日(土)
- ・ 撤収日:令和7年10月5日(日)

※ 時間は契約後、本市と調整のこと。

※ やむを得ない事情により、日時・会場が後日変更となった場合でも、費用の増資等は一切行わない。

イ 会場

久屋大通公園エンゼル広場(愛知県名古屋市中区)

(会場の手配は本市が行う。契約金から会場費用の負担はない。)

ウ イベントの内容等

(ア) タイムスケジュール及び内容(想定)

時間配分や順番等は、本市と協議のうえ決定する。

時間	内容	会場
30 分間	オープニング・主催者等挨拶 ブラスバンド演奏・来賓祝辞	会場ステージ
30～60 分間	表彰式	会場ステージ
30 分間	犬のしつけ方教室	会場ステージまたは実演スペース
30 分間	盲導犬体験・模範演技	会場ステージまたは実演スペース
30 分間	介助犬体験・模範演技	会場ステージまたは実演スペース
30 分間	警察犬模範演技	実演スペース
30～60 分間	独自企画	会場ステージまたは実演スペース
5 分間	エンディング	会場ステージ

※ブラスバンド演奏は獣医師会が手配及び調整を行う。契約金からの費用負担はない。

(イ) 表彰式

ステージ及び客席(200 席程度)を設け、表彰式(長寿犬猫の飼主、動物愛護週間図画入賞者、犬猫譲渡ボランティア、名古屋市動物愛護推進員等)を実施する。表彰者は、本市及び獣医師会が指定する。

表彰状は本市及び獣医師会が作成し準備する。(作成費用は契約金額に含まない。)

(ウ) 実演スペース

会場に実演スペース(14m×14m 程度)を設け、本市が指定する団体等と調整を行い、犬のしつけ方教室、盲導犬体験・模範演技、介助犬体験・模範演技、警察犬模範演技等を実施すること。実演スペースには、犬等の逸走防止対策として安全柵等を設置すること。

※広いスペースを必要とせず、犬をリード等につないだまま行う演目である場合は、団体等と調整の上、(イ)で設けたステージ上で模範演技等を実施することは差し支えない。

(エ) ブース関係

テント、幕等必要な物品を確保しブース等を20カ所程度設置すること。

- ・1カ所を本市が使用する本部用のテントとすること。
- ・全体の半数程度については、本市が指定する団体等(例を以下に示す)と調整を行った上で、机、椅子、電源等を設置すること。
- ・そのほかのブース等は机、椅子、電源等の設置を要しないが、獣医師会が運営するため、テント等の設置にあたっては獣医師会が契約する事業者と連携すること。

(本市が指定する団体等の例)

- ・ 愛知県愛玩動物協会(令和6年度協力実績あり)
- ・ 社会福祉法人中部盲導犬協会(令和6年度協力実績あり)
- ・ 社会福祉法人日本介助犬協会(令和6年度協力実績あり)
- ・ NPO 法人動物介護センター
- ・ ネスレ日本株式会社(令和6年度協力実績あり)
- ・ 名古屋市動物愛護センター(令和6年度協力実績あり)
- ・ 名古屋市動物愛護推進員(令和6年度協力実績あり)

(オ) 独自企画

動物フェスティバルの趣旨に沿った、話題となるような独自企画を1つ以上提

案すること。独自企画のうち最低1つはステージまたは実演スペースで実施すること。

※ 契約締結後、企画内容やテーマ等の一連の業務については本市と協議の上、決定すること。企画内容によっては、代替案を求める事もある。

※ なお、獣医師会が担当するブースでは以下の内容を予定しているため、重複しないものとする。

- ・ アニマルペイント
- ・ 移動動物園による動物ふれあい
- ・ ペットとの記念写真撮影
- ・ ペット不用品のバザー
- ・ ペット健康相談
- ・ ペットフードサンプルプレゼント

エ 会場の設置運営

企画・制作・設営・運営・撤去に係る一切の業務を行うこと。（必要な物品についての借り上げ使用料ならびにイベント実施に必要な人材の人件費等は契約金額に含む。）

動物愛護の気運醸成イベントであることを理解し、ストーリー性をもったデザイン性の高い内容とし、一体的な事業と市民が感じるような誘客・演出等を創意工夫した運営をするよう努めること。なお、実際の制作については、事前に本市と十分協議し、希望を加味すること。また、会場の雰囲気に沿うような装飾・展示・内容とすることを重視すること。来場者への対応にあたっては、円滑な運営が行えるよう以下に示す必要な業務を行うこと。

- ① 動物フェスティバル協力団体との業務調整
- ② 会場周辺の歓迎・誘導看板等の制作・設置及び撤去
- ③ 会場内の来場者誘導、警備
- ④ 来場者の安全確保及び危機管理(避難計画、消防計画、警備計画等)
- ⑤ 会場来場者数のカウント
- ⑥ その他来場者の誘導に必要な業務(会場案内及びリーフレット配布)

※イベント会場使用には、会場の利用規約および指示を遵守すること。

(ア) 音響設備

ステージや実演スペースにおいて、登壇者の音声及び演出の音声が流せるようなマイクやスピーカーといった音響設備を設置すること。

(イ) イベントの効果測定

本イベントが来場者等に対し、動物の愛護及び適正な飼養についての関心と理解を深めることができたか等について、効果測定を行うこと。効果測定の方法については、来場者数等といった数だけにはよらない方法を提案すること。

(例) 来場者アンケートの実施

SNS を用いた意見の募集 等

※ 契約締結後、本市と協議の上で、最終的な効果測定方法・内容は決定する。

(ウ) イベント内容の記録

イベント当日の状況(ステージやブースの様子等)を適宜デジタル媒体で記録すること。

オ 人数想定(参考)

(ア) オープニング登壇者

- ・ 主催者等5名
- ・ 祝辞2名

(協力団体及び独自企画に係る登壇者等は含めず)

(イ) 壇上で賞状を受け取る表彰者(想定)

- ・ 長寿犬表彰者 5名
- ・ 長寿猫表彰者 5名
- ・ 図画表彰者 12名
- ・ 協力団体ボランティア 2名
- ・ 名古屋市動物愛護推進員 3名

カ 実施計画等の作成

以下について契約後、本市の指定する期日までに作成し、提出すること。

- ① 実施計画(スケジュール、内容を含む。)
- ② 運営組織体制図(事前準備)
- ③ 当日会場運営組織体制図(受付、会場誘導・整理、記録、連絡調整等役割分担)
- ④ 進行表、台本
- ⑤ スケジュール表(リハーサル、本番日の全体、出演者、スタッフの行動が把握できるもの)
- ⑥ 会場図全体図およびその他必要図面

※ 搬入・搬出口、司会・出演者控え室の配置等出演者に関する図面及び来賓、実施本部の控室等運営に関する図面等

※ 装飾、映像、照明、音響関係図面等

- ⑦ 当日会場スタッフ配置表
- ⑧ 広報計画(事前広報から当日までのスケジュール、内容を含む。)
- ⑨ その他必要な事項や物品
- ⑩ 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
- ⑪ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
- ⑫ その他本市、会場及び関係諸官庁が必要に応じて指定する書類

キ 諸物品の作成・調達

(ア) イベント運営マニュアルの作成

(イ) 関係者(出演者、スタッフ等)証が必要な場合の作成及び配布

(ウ) その他、実施に必要な諸物品の作成及び調達

ク その他

進行管理・誘導・警備・清掃・ごみ処分・原状回復等を滞りなく行うこと。

(3) 長寿犬の紹介

本市が提供する長寿犬の写真、飼主からのコメント等(300 件程度)を使用して、表彰の対象となった長寿犬を紹介すること。必要な機材等は受託者において準備すること。

(過去の事例)

令和 4 年度:映像コンテンツを作成し、公式ホームページで公開

令和 5 年度:映像コンテンツを作成し、会場内に設置した大型モニターで放映

令和 6 年度:ラミネート加工したコメント用紙を会場内に掲出

(4) 情報発信・広報・告知

ア 公式ホームページ、SNS 等での情報発信を通じ、来場者以外の市民に対しても広く動物の愛護及び適正な飼養について伝えること。

イ 動物フェスティバルを告知するポスター、リーフレットのデザインを作成すること。

・ポスターは B2 サイズ、リーフレットは A4 サイズで作成すること。

・4 色フルカラーで制作すること。

・数量については、ポスター 300 部・リーフレット 6,000 部を作製すること。また、電子データ(PDF)を提出すること。

ウ 当該イベントの認知度が高まるよう、効果的な広告を展開すること。

5 その他

以下の内容を遵守すること。

(1) 実施体制

本業務に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。公開後において、不都合が生じた場合は適切な修正等を行うこと。

(2) 作成・掲載環境

- ・ 作成・掲載等については、受託者において作成環境を用意すること。
- ・ 本業務を実施するうえで必要となる機材については、本受託者において準備することとし、その所要費は契約金額に含まれるものとする。

(3) 契約不適合責任

- ・ 成果物の納品日から起算して1年以内に障害が生じた場合、受託者は速やかに原因究明に協力しなければならない。
- ・ 上記により対応した受託者は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置を内容とする報告書を作成のうえ、本市が指定する期日までに提出すること。
- ・ 上記に係る経費については、受託者が負担するものとする。

(4) 権利の帰属

ア 本業務で納品する成果物に係る著作権法に規定される権利は、成果物の引き渡しと同時に本市に帰属するものとする。

イ 受託事業者は、本市の承認を得ないで本業務で得た成果物等を使用、貸与または公表してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。

ウ 本業務の遂行上、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときには、受託事業者と第三者の間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講ずる。

(5) 履行確認(検査)

ア 受託事業者は、別に定める様式により、契約後に着手届を遅滞なく本市に提出するとともに、業務完了後は業務完了届を本市に遅滞なく提出しなければならない。

イ 受託事業者は本事業終了後、成果物として実施結果報告書(日本産業規格 A4 判)で作成して提出するとともに、報告書データ及びイベント内容の記録データ等を格納した電子媒体を1部提出すること。

(6) 契約金額、支払方法

ア 契約金額については、本件委託契約上限金額の範囲内で、受託者の提案金額を上限とし、本市と協議の上で決定する。

イ 受託者は、終了月の翌月末日までに本市に対し契約代金の請求をしなければならない。

ウ 本市は、成果物について検査・確認した結果、契約に定めた事項に適合すると認めたときは、受託者から適法な請求書の提出があった日から原則 30 日以内に支払うものとする。

(7) 再委託について

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、請け負わせてはいけない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

(8) 保険について

イベントに際し必要な保険の契約をすること。(保険料は契約金額に含まれる)

(9) 第三者の著作権等について

受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(10) 機密保持について

- ・ 受託者は、本業務に基づく作業の実施中はもとより、作業終了後においても、本市より提供を受けた情報については、善良なる管理者の注意義務をもって維持管理し、第三者(再委託者を除く)に開示あるいは漏えいしてはならない。
- ・ 受託者は、本市より提供を受けた情報・資料について、作業を履行する上で第三者に開示する必要がある場合には、本市の承諾を得なければならない。

(11) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、そのほかの諸権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(12) その他

- ・ この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約の事務の処理にあたり、別紙「情報取扱注意項目」、「グリーン配送に関する特記仕様書」、「妨害又は不当要求に関する特記仕様書」及び「障害者差別解消に関する特記仕様

書」を遵守しなければならない。

- ・ 本事業実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意を持って対応し、解決すること。
- ・ 受託者は、事業完了後 10 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を本市の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- ・ 本仕様書の内容については、受託者との協議を行い修正変更を行う場合がある。また、本仕様書の定めのない事項については、本市と協議のうえ定めることとする。
- ・ 悪天候等不測の事態により、事業の実施が困難であると本市が判断した場合は、本委託業務の実施を中止し、一部履行した業務について精算することとし、違約金については支払わないものとする。
- ・ 参考として、令和6年に久屋大通公園エンゼル広場にて実施した「動物フェスティバル 2024 なごや」の広報リーフレットを添付する。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等） 【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

妨害又は不当要求に関する特記仕様書

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

動物好きさん
あつまれ!

楽しいイベント
たくさん!

動物カフェフェスティバル 2024なごや

2024年10/6^{SUN} 10:00~16:00

参加
無料
雨天決行

久屋大通公園エンゼル広場

ステージイベント

獣医師×ドッグトレーナーコラボ企画
ワン学トーク&ショウ

14:30~15:15 協力:Pooches

ワンちゃんと過ごす外の時間、心配事
などありませんか?

現役獣医師がよくある症例とその対策
を紹介し、ドッグトレーナー協力のもと、
実演ウォーキングパフォーマンスやドッグ
ダンスを披露!

ワンちゃんとさらに楽しい時間を過ごす
のに役立ちます。

楽しいコンテンツ色々!

かわいい動物とふれあえる

移動動物園



プロカメラマンと一緒にペットを撮影!

フォトコーナー



名古屋モード学園のみなさんによる

アニマルペイント



そのほか
ペットアイテムのバザー
ペットフード相談室 など

詳しくは
裏面へ
➔

開催の有無につい
ては、当日の午前8
時から「名古屋おし
えてダイヤル」でご
案内しています。

TEL

052-953-7584

(8時から21時・年中無休)
※おかけ間違いにご注意ください

ウェブサイト
でもご案内
しています



ドリンク・帽子など
暑さ対策グッズ
を持ってくるね!



主催 公益社団法人 名古屋市獣医師会・名古屋市

お問合せ 名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課 (TEL) 052-972-2649 (FAX) 052-955-6225

動物フェスティバル 2024なごや

募集中!

自慢のペットの
写真を投稿!

抽選でオリジナルの
“ペットの似顔絵うちわ”をプレゼント!
動物フェスティバル2024なごや
公式SNSアカウントをチェック!



公式X
(旧Twitter)



公式
Instagram

※イメージ

ステージ・パフォーマンスエリア等

10:00

10:00-10:30 オープニングセレモニー

・名古屋経済大学高蔵高等学校中学校吹奏楽部オープニングアクト
・主催者挨拶等

10:30-11:10 表彰式

・動物愛護週間図画入賞作品・長寿犬・長寿猫表彰
・譲渡ボランティア・名古屋市動物愛護推進員

11:00

11:25-11:55

警察犬模範実演

12:00

12:15-12:45 ワンちゃんのおやつKitchen

講師:Folma かとうゆうこ

13:00

13:00-13:30 社会福祉法人中部盲導犬協会 presents
盲導犬体験・模範演技

13:30-13:40 愛知県愛玩動物協会『紙芝居』

13:40-14:10 社会福祉法人日本介助犬協会 presents
介助犬模範実演

14:00

14:30-15:15 獣医師×ドッグトレーナーコラボ企画
(Pooches presents)

ワン学トーク&ショウ

15:00

15:55-16:00 エンディングセレモニー

16:00

※天候や動物の体調等により、予告なく内容が変更になる場合があります。

テントブース

1 生き物展示 コーナー

フラミンゴやペンギン、昆虫な
ど、なかなか見ることができな
い生き物達も特別展示!



2 ペット 健康相談

日頃気になるペットの健康。この機会に是非、獣医師
さんに相談してみよう!!



3 アニマル ワークショップ

かわいい動物の缶バッジ作
成などのワークショップも
開催します!



4 その他にも...

盲導犬、介助犬や動物愛護センターによ
る「保護猫」コーナーなどの様々な活動
を紹介。動物愛護推進員による「長寿犬・
猫お祝い企画」など楽しさ満載!



5 ペットアイテムの バザー

ワンちゃん・ネコちゃんとの
暮らしに役立つアイテムが
勢揃い!



主 催 公益社団法人 名古屋市獣医師会・名古屋市

協力: 愛知県愛玩動物協会/ 銚いちご動物園 (愛知県豊田市ニタ宮町西ノ洞12-1 動物取扱業の種別: 展示
登録番号: 動本第453号 登録年月日: H19年5月11日 有効期間の末日: R9年5月10日 動物取扱責任者: 原裕二)
/ 社会福祉法人中部盲導犬協会/ 学校法人日本教育財団名古屋モード学園/ 一般社団法人日本福祉協議機
構/ ネスレ日本(株) ネスレ ピュリナ ペットケア/ 株式会社Fam Pooches 有松店(名古屋市緑区鳴海町有松裏71-38
動物取扱業の種別: 訓練 登録番号: 第280518号 登録年月日: H28年12月8日 有効期間の末日: R8年12月7日
動物取扱責任者: 伊藤文恵)/ UN LIKE/ REIWA24(株) (愛知県海部郡大治町北間島屋敷129 動物取扱業の
種別: 展示 登録番号: 動尾第1678号 登録年月日: R5年7月28日 有効期間の末日: R10年7月27日 動物取扱責任
者: 近藤哲) / 社会福祉法人日本介助犬協会/ 日本ヒルズ・コルゲート(株)/ ロイヤルカナン ジャポン合同会社

